

議第12号

奈良県広域消防組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、奈良県広域消防組合同規約（平成26年奈良県指令市町村第1020号）の一部を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月1日提出

橿原市長 亀田 忠彦

奈良県広域消防組合同規約の一部を変更する規約

奈良県広域消防組合同規約（平成26年奈良県指令市町村第1020号）の一部を次の表のように変更する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前				改 正 後			
<p>（議会の組織）</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は<u>25人</u>とし、別表（え）欄に掲げる市町村の協議に基づき別に定めるところにより、同表（う）欄に掲げる議員の数の組合議員を、当該区分を構成する<u>市町村の長又は議員の中から</u>選出する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（議員の任期）</p> <p>第6条 組合議員の任期は、<u>1年</u>とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>別表（第5条、第8条、第10条関係）</p>				<p>（議会の組織）</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は<u>26人</u>とし、別表（え）欄に掲げる市町村の協議に基づき別に定めるところにより、同表（う）欄に掲げる議員の数の組合議員を、当該区分を構成する<u>市町村の議員の中から</u>選出する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（議員の任期）</p> <p>第6条 組合議員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>2 組合議員の任期の始期は、組合の条例で定める。</u></p> <p>別表（第5条、第8条、第10条関係）</p>			
（あ）	（い）	（う）	（え）	（あ）	（い）	（う）	（え）
代表市町村長	代表市町村長の選出区	議員の数	議員の選出区分を構成	代表市町村長	代表市町村長の選出区	議員の数	議員の選出区分を構成

改正前				改正後			
の選出区分	分を構成する市町村		する市町村	の選出区分	分を構成する市町村		する市町村
(略)				(略)			
第6区分	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村	<u>2人</u>	吉野町、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村	第6区分	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村	<u>3人</u>	吉野町、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村
(略)				(略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和4年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において組合議員である者の任期は、その日に満了する。

(準備行為)

- 3 この規約による改正後の第5条第1項及び第6条に規定する必要な行為は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

理由 組合議会議員の人数、選任方法及び任期について、同組合格約に所要の変更を行うもの